



・事業完了後、工事を実施した住宅の管理状況及び入居状況等について、事業完了後の1年目、4年目、7年目、10年目に報告する必要があります。

家をお探しの皆さま  
 起業を検討されている皆さま  
 不動産業者の皆さま  
 工務店の皆さま

兵庫県 空き家活用支援事業



## 空き家をリフォームするなら 令和2年度 兵庫県空き家活用支援事業

一定の条件を満たす空き家を住宅、事業所又は地域交流拠点として利活用する場合、改修工事費の一部を支援します。



住宅型	: 最大 150 万円 (補助対象工事費が 300 万円以上の場合)
事業所型	: 最大 150 万円 (補助対象工事費が 450 万円以上の場合)
地域交流拠点型	: 最大 500 万円 (補助対象工事費が 1,000 万円以上の場合)

《お問い合わせ》 兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課  
 電話 代表 078-341-7711 (内線 4641・4844)

## ● 対象

対象となる地域	次の地域を除く地域 ・「政令指定都市」 <sup>※1</sup> 及び「中核市」 <sup>※1</sup> ・市街化区域 <sup>※2</sup>
事業の対象となる空き家	一戸建て住宅の空き家又は共同住宅の空き住戸のうち、次のいずれにも該当するもの（賃貸住宅も対象となります。） ① 築20年以上 ② 台所・便所・風呂等の水回り設備が10年以上未更新 ③ 空き家期間が6箇月以上 ④ 耐震性能を有する (改修工事に合わせて耐震改修する場合も可)
対象者	空き家の改修工事を発注する者
対象となる経費	空き家の機能回復又は設備改善に必要な改修工事費

※1 姫路市の旧香寺町・安富町・夢前町・家島町の区域及び県が実施する「商店街の活性化とまちの再整備によるにぎわいのまちづくり事業」におけるまちなか再生区域は、対象。

※2 合併前の旧滝野町、香寺町、新宮町、揖保川町、御津町の市街化区域は、対象。  
その他の市街化区域については、市役所又は町役場に直接問い合せてください。

## ● 補助金額

空き家を「若年世帯 <sup>※1</sup> 」又は「子育て世帯 <sup>※2</sup> 」の住宅として活用する場合 <sup>※3</sup>			
一戸建ての住宅の空き家を活用		共同住宅の空き住戸を活用	
補助の対象となる工事費	補助金の額	補助の対象となる工事費	補助金の額
100万円未満	対象外	100万円未満	対象外
100万円以上 200万円未満	75万円	100万円以上 200万円未満	75万円
200万円以上 300万円未満	125万円	200万円以上	100万円
300万円以上	150万円		

※1 若年世帯：夫婦の満年齢の合計が80歳未満の世帯

※2 子育て世帯：高校卒業までの子がいる世帯

※3 空き家の取得することが必要

空き家を「一般世帯 <sup>※4</sup> 」の住宅として活用する場合			
一戸建ての住宅の空き家を活用		共同住宅の空き住戸を活用	
補助の対象となる工事費	補助金の額	補助の対象となる工事費	補助金の額
100万円未満	対象外	100万円未満	対象外
100万円以上 200万円未満	50万円	100万円以上 200万円未満	50万円
200万円以上 300万円未満	83万円	200万円以上	66万円
300万円以上	100万円		

※4 「一般世帯」：「若年世帯」又は「子育て世帯」以外の場合は「一般世帯」

## ● 注意事項

要件について	・本事業により改修を行った建物は、本事業終了後、10年以上活用することが必要ですので、転売等はできません。 ・建築基準法、農地法、都市計画法等の許可が必要な場合があります。
応募について	・申請書類を応募期間内に、市町の担当窓口へ提出してください。 ・申請様式等は、兵庫県のホームページからダウンロード又は県及び市町の窓口から入手できます。
事業について	・本事業の申請を行い、県から交付決定を受けた後に工事の契約及び工事着工してください（事前着工した場合、補助金は出ません。） ・令和3年3月31日までに事業（支払いを含む。）を完了し、完了実績報告書を提出する必要があります。
補助金の交付について	・補助金は、完了実績報告書の提出後に実施する検査に合格した後に交付します。

空き家を「事業所」として活用する場合			
一戸建ての住宅の空き家を活用		共同住宅の空き住戸を活用	
補助の対象となる工事費	補助金の額	補助の対象となる工事費	補助金の額
150万円未満	対象外	150万円未満	対象外
150万円以上 250万円未満	66万円	150万円以上 250万円未満	66万円
250万円以上 350万円未満	100万円	250万円以上 350万円未満	100万円
350万円以上 450万円未満	133万円	350万円未満	116万円
450万円以上	150万円		

空き家を「地域交流拠点」として活用する場合			
一戸建ての住宅の空き家を活用		共同住宅の空き住戸を活用	
補助の対象となる工事費	補助金の額	補助の対象となる工事費	補助金の額
100万円未満	対象外	100万円未満	対象外
100万円以上 200万円未満	75万円	100万円以上 300万円未満	100万円
200万円以上 400万円未満	150万円	300万円以上 500万円未満	200万円
400万円以上 600万円未満	250万円	500万円以上 700万円未満	300万円
600万円以上 800万円未満	350万円	700万円以上	350万円
800万円以上 1,000万円未満	450万円		
1,000万円以上	500万円		